

## 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」質疑回答集

### 【条例全般】

Q 1 不明点がある場合の問い合わせ先は。

A 1 条例専用窓口を設置しておりますので  
そちらにお問い合わせください。

※県危機管理政策課：088-621-2799

※お問い合わせ時間／平日（月～金）10時～16時

### 【事業者の役割】

Q 2 事業者の範囲は。

A 2 全ての事業者（個人事業主含む）を指します。

Q 3 「ガイドライン」がない業種はどうすればよいか。

A 3 既存の「ガイドライン」を参考に各事業者、各団体で  
作成いただくようお願いします。

Q 4 今回、「事業者版スマートライフ宣言」の様式が  
変更されているが、既に「宣言書」を貼っている場合、  
改めて貼り直す必要があるか。

A 4 以前の「宣言書」も有効ですので、  
そのままご利用いただいて差し支えありません。

Q 5 「ステッカー」や「宣言書」等は施設のどこに  
掲示すればいいか。

A 5 施設入口等、お客様の目につきやすいところに掲示してください。

Q 6 義務違反に対する罰則は。

A 6 ありません。

ただし、クラスター等発生により、施設名等が公表された場合、  
その要因が義務化された感染防止策を実践できていないこと  
よると判断された場合は、その旨が公表されます。

### 【クラスター等発生時の施設名の公表】

Q 7 クラスター等発生時の公表のルールが変わるのか。

A 7 これまでも感染症法や国通知を参考に実施してきたところであり、  
このたび、改めて条例に規定したものです。

Q 8 県が実施する「支援」はどのようなものを想定しているか。

A 8 営業再開時の「安全宣言の実施」のほか、  
国・県が実施する「各種支援制度・相談窓口の紹介」等を  
想定しています。